

エコシップ・モーダルシフト推進事業の概要

エコシップマーク認定制度

フェリー事業者やRORO船、コンテナ船及び自動車船事業者が参加する「エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会」において、海上貨物輸送を一定水準以上利用してCO₂削減に取り組んだ荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、「エコシップマーク」の使用を認め、海上輸送モーダルシフトを促進。

(エコシップマーク使用例)



エコシップマーク (<http://www.ecoship.jp/>)



○認定基準

原則100km以上の航路（沖縄、離島、青函航路を除く）において、

- ・海上貨物輸送量（トンキロ）20%以上を利用した者
- ・前年度に比べ、海上貨物輸送量（トンキロ）のシェアが10%以上改善した者
- ・海上貨物輸送を利用してCO₂排出量を10%以上削減した者

(R5年度認定事業者 50社)

・荷主 24社

・物流事業者 26社

優良事業者表彰制度

エコシップマーク認定事業者の中から、海上輸送へのモーダルシフトに特に貢献したと認められる荷主・物流事業者に海事局長表彰を実施。

○優良事業者表彰基準

・海上貨物輸送量（トンキロ）50%以上を利用した者

・海上貨物輸送を利用してCO₂排出量を15%以上削減した者

(R5年度表彰事業者 46社)

・荷主 23社

・物流事業者 23社

海運モーダルシフト大賞（令和元年度創設）

従来の優良事業者表彰は定量的な基準を満たした事業者を全て表彰している中（毎年約20～30社、多い年で約50社）、従来の優良事業者表彰が浸透していることを踏まえ、モーダルシフトの一層の推進のため、革新的な取組などにより最も貢献度が高かったと認められる事業者を1社ないし数社選定し、「海運モーダルシフト大賞」として表彰する。

○従来の優良事業者表彰基準に加え、以下のような定性的な基準を加える。

①「革新性」

（競合会社同士の混載輸送、船舶による新たな貨物品目輸送、新たな荷主・物流事業者の組み合わせ、等）

②「継続性」

継続的に取組を行っている事業者

(R5年度大賞受賞者)

・荷主 「ダイキン工業（株）鹿島製作所」

「下関三井化学（株）」

・物流事業者 「活材ケミカル（株）」